

汪精衛政権下の新国民運動と青少年・公務員

都立国際高校 堀井弘一郎

1. 問題関心

1. 新国民運動がその組織動員工作の中心を青少年層においたのはなぜか。

汪精衛政権は新国民運動の推進にあたって、工作対象として青少年層を最重視していた。その背景には、青年の精神的白紙性などの一般的特徴のみに帰せられない事情があったのではないか。汪精衛や宣伝部長林柏生らの言動や運動の実態を通して、青少年運動に込めた多様な役割に注目した。

2. 新国民運動が青年に次いで公務員を組織動員の主要な対象にしたのはなぜか。

公務員の動員も、たんに動員しやすいということだけではなく、綱紀粛正の契機と考えられたのではないか。そして、そのことによって政権基盤を蚕食する官僚主義による腐敗と停滞を抑える手だてとしようとしたのではないか、という観点から、新国民運動への公務員の動員の意味を考察した。

3. 汪政権の民衆動員工作をも、近代国民国家の形成という歴史的磁場の中に位置づけることができるのではないか。

国民国家を構成する国民に求められる国民性、身体性、気概などを形成することが、重慶や延安がそうであったように、総力戦体制の中で、あるいはそれを利用して、汪政権においても追求されたとみることができるのではないか、そうした仮説を設定して考察をすすめた。

2. 先行研究

(青少年運動)

- ・柴田哲雄「汪精衛南京政府下の青年運動」『社会システム研究』創刊号、1998年
「汪精衛南京政府の学校教育政策」『社会システム研究』第2号、1999年
『協力・抵抗・沈黙－汪精衛南京政府のイデオロギーに対する比較史的アプローチ』成文堂、2009年。
- ・周 風 「略述汪偽対淪陷区青少年的組織化控制」『貴州社会科学』2006年第6期。

(禁阿片運動)

- ・小林元裕「阿片をめぐる日本と汪兆銘政権との『相克』」赤沢四郎ほか編『総力戦・ファシズムと現代史』現代史出版、1997年
- ・陳正卿 「日本華中“毒化”和汪偽政権」『抗日戦争研究』1999年第1期
- ・崔巍 「1943－1944年南京淪陷区三禁運動評析」江蘇省社会科学院編『学海』2003年3期

(新国民運動)

- ・柴田哲雄「汪精衛南京政府下の東亜聯盟運動と新国民運動（Ⅰ）」『政治経済史学』371号、1997年
及び「同（Ⅱ）」（同372号、1997年）
- ・土屋光芳「汪精衛政権の基盤強化の戦略－大亞洲主義、東亜聯盟運動、新国民運動－」明治大学政治経済研究所『政経論叢』第77巻、第5・6号、2009年。
- ・余子道・曹振威・石源華『汪偽政権全史』下巻、上海人民出版社、2006年、第32章。

- ・拙論「汪精衛政権下の民衆動員工作－新国民運動の展開－」『中国研究月報』723号、2008年。
- ・拙論（博論）『汪精衛政権下の民衆総動員に体制に関する研究－総力戦体制下の新国民運動を中心に－』2008年度。

3. 青少年の組織化

(1) 新国民運動の工作対象

- ・現地日本側では新国民運動、親日教育の推進の対象として、青少年・官吏を重視。

資料1 「重光大使より東郷茂徳外相宛電信第七七〇号ノ1（1942年6月17日）」（注1）

「二. 対象（イ）最重点を青少年階層の獲得に置き之に次で、（ロ）国民政府の官吏軍人、（ハ）一般知識階級、（ニ）基督教徒、（ホ）一般大衆を把握す。尚前記（イ）青少年階層獲得に当りては学生に直接呼掛くと共に教職に在る者の把握に努め、且男子と共に女子の獲得に努るものとす。」

資料2 大臣官房文書課「第八十六回帝国議会答弁資料（支那事務局）」（注2）

「北支の新民会運動、中支の新国民運動に対し、所要の援助協力をなしつつあり 尚思想指導の重点は之を指導層、中堅青年層及び学生生徒に指向し特に官吏及び教職員は之を健全なる思想運動の中核推進者たらしむる如く努むる」

- ・青年の中でも、とりわけ学生への工作を優先。

「新国民運動促進委員会組織規定」（1942年6月）第2条（注3）…「中国童子軍及中国青年団は先ず学校学生より着手成立せしめ、次いで一般青年に及ぼすものとす」

(2) 青少年運動推進の背景

①青年の精神的白紙性や強い行動力、正義感など青年層のもつ特性への認識があった。

- ・宣伝部長兼新国民運動促進委員会秘書長林柏生、座談会における談話（1942年5月19日）で言及。

資料3 「林柏生氏の新国民運動推進に対する意見」（注4）

「新国民運動は民衆全体に対する革新運動ではあるが、その最初に着手すべき点としては必ずや青年から着手すべきである。何故ならば青年は純真で熱情的であり、猛進的であるからである。…青年のその公明正大なる気象と澁刺たる精神と勇往邁進の気力をして厳格なる鍛錬を受けさせ、然る後これを十分に発揮せしめて…」

②1942年当時は枢軸国陣営側が欧亜で勢力を最大にした時期で、日独の青年運動が中国側に注目される。

資料4 『朝日新聞』（1942年7月10日）の記事「中華民国 新国民運動遅しく発足」

「（新国民運動の）実施主体としては、わが国の明治維新において青年の占めた役割、満洲建国における青年聯盟の活躍および汪主席が親しく視察した満洲青年団、童子軍の現況が参考に供せられ、次代を背負う青年層に工作の重点がおかれる」

- ・林柏生、1942年10月、青少年運動視察のため訪日し、陸軍幼年学校、士官学校、その他一般の青年学校の教育を視察。「青少年の規律化、行動化即ち労働服務による青少年教育と言うものを中国でも新国民運動の中心課題としたい」（注5）。
- ・林柏生らは日本に対して、日本の青年運動やヒトラーユウゲントに関する資料の交付を要求。日独伊の興隆は青年の力に頼るもの、中国の辛亥革命も五四運動も現在もみな同様という認識（注6）。
- ・汪政府の青少年指導にあたった大日本青少年団副団長朝比奈朔太郎……汪が、現在の日本を築き上げた大きな原因の一つとして青少年訓練の重視があったとみていることを指摘し、続けて言う（注7）。

資料5 朝比奈朔太郎「新国民運動と中国青少年団の誕生」

「(汪は) 勝ちつつあるドイツの強味はヒトラー・ユーゲントの教育に負うことの大なること、更に敗けつつありと云へどもソ連の粘りは之亦青少年訓練の賜であると観ている。又、満洲国青少年団の状況を親しく観て同国の将来に対し、非常の期待を持ち得たことも事実である、……青少年の訓練に重点を置いて新国民の養成に力を注がんとしているのである。……中国青年模範団は精鋭主義に則り同志的結合を旨とした一種の親衛隊組織である。……団員は一面に於ては青年団童子軍の中核をなし、……他面強力なる親衛隊分子を構成するものである。」

③汪や林らが、親衛隊のような子飼いの青年たちを近辺に置くことを望んだ。

- ・林柏生は、1941年から自らが所長となって宣伝講習所を設立。每期50人を6ヶ月間訓練。新国民運動促進委員会(新運会)の副秘書長戴英夫「これらの青年らを林柏生は動員して使うことができた。林が促進委員会の看板を掲げた時までに講習所は第4期生を出していた。」と回想(注8)。
- ・「中国青年模範団組織原則」…「団長を設けず、且つ最高領袖に直属し、最高領袖が一切の指揮を為す」(第2項)とされ、領袖(汪精衛)の「強力な親衛隊分子」としての位置づけを明記(注9)。
- ・青年運動の中から新たな人材の発掘も可能と考えた。

資料6 岩井英一上海副領事「国民政府ノ強化ト新国民運動」(注10)

「(新国民運動が) 野に埋れたる人材をどしどし登用し之を亦適○(1字不明)に用ふべきである。……過去に於て御用済の人材よりも寧ろ未知数にても将来ある有為の青年を起用すべきである。……新国民運動は草澤の中より英雄偉人を発見し野に遺賢なからしむる国民総動員運動でなくてはならぬ」

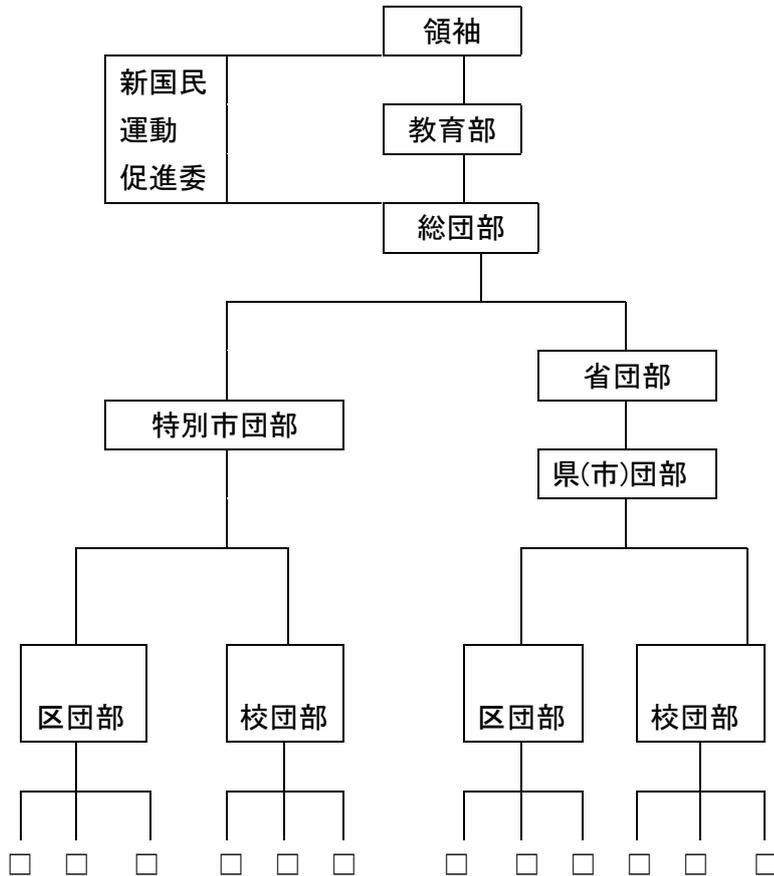
④蒋介石側の三民主義青年団(1938年7月成立)や、共産主義青年団への対抗。特に三青团は新生活運動(1934年発動)の中でも大きな役割(注11)。

(3) 中国青年団

- ・1942年7月4日の新運会第1次会議で、「中国青年団組織原則」、「中国青年模範団組織原則」が通過。
→ 維新政府以来の「中華青年団」に代わって「中国青年団」「中国青年模範団」が誕生。同日、「新国民運動青年訓練要綱」と「新国民運動第一期青年組織訓練計画大綱」も通過(注12)。
この「計画大綱」では、「最初に各学校の細胞組織(小隊)及び基本組織を成立せしめ、可能の範囲に於て次第に校外細胞組織及び基本組織を成立せしむ(区隊部及び区団部)」とされた。つまり、学校經由の方法を基本に青年らを獲得し(校青年団)、それでカバーできない部分(学校外の16歳以上25歳未満で心身堅強な者)を地域で獲得する(区青年団)という方法で青少年を全的に掌握しようとした。高級中学や大学に在籍している者はすべて中国青年団に組織(注13)。
- ・中国青年団が成立する前(1941年4月26日)の組織状況(各地の幹部訓練所卒業生は1233人、青年団指導部は浙江省・江蘇省・安徽省に各1、南京・上海市に各1、県・区・普通市に計75、青年団は705団あり人員は男子が140197人、女子が2484人、計142681人)を継承(注14)。
- ・校童子軍と校青年団は学校ごと全員加入で、区童子軍と区青年団は志願制。1942年7月の段階では、学校単位の基本組織→市・県組織→省組織→全国組織の構想。地域を単位としていたこれまでの中華青年団とは違う方法に転換した。その背景には、「青年学生の組織は乃ち一人の領袖、一個の主義の指導下に青年学生の精誠団結を謀」らねばならないのに、「過去の小組織濫立は青年を分裂せしめるのみにて青年の団結を謀らんとしたるものに非ず、学風の崩壊、政治の紛糾」を招いた、「故に之が

根本的矯正をなすことは絶対的に必要」として、「青年学生が最高領袖の意志を奉行する為の自発的結合たらしめ、且つ之に依り青年が青年を指導する原則を実現せしめ、過去の官弁民衆団体の錯誤を糾正する」(注 15) とする認識。

表 1 中国青年団組織系統表 (『新国民運動の使命』 60 頁より)



・童子軍・青年団への教育、訓練

1942年7月4日に制定の「新国民運動青年訓練要綱」では、訓練は精神教育、思想訓練、行動規律、体力鍛錬、労働奉仕の5項に区分。「思想指導は三民主義を最高原則と為し」とされた。「新国民運動と東亜聯盟運動の不可分の関係を確認」して、『『一個の国家、一個の領袖、一個の主義』の大建前の下に全国民の人力物力を結合」せんと説く。「労働奉仕」では「平日奉仕」、「日曜奉仕」、「休暇奉仕」の実行を指示。

同日制定の「新国民運動第一期青年組織訓練計画大綱」……訓練の目的として、「唯訓練青年をして一個の完備したる人に成らしむるに止まらず、特に青年をして一個の完備したる中国国民、一個の完備したる東亜分子に成り得る様訓練すること」とされた。

- ・1943年2月20日の国民政府訓令第87号……三民主義、大アジア主義、領袖の言論に加えて、新国民運動も入れた4つを公民教育の主要な内容とする方針(注16)。

在華大使館……1943 年末、校団部の設立、訓練に関しては一定の前進があったことを認めつつ、勤労青年を組織した区団部の状況については、「勤労青年の組織訓練は漸く清郷区及湖北省の一部に於て緒に着きたるのみにして、未だ区団部の活動見る可きものなし」と報告（注 17）。農村部の青年に対しては、「新国民運動農村青年幹部訓練所」が南京、蕪湖、鎮江、崑山、嘉興、江都の 6 カ所に設置。精神教育・政治教育だけでなく「農業常識」、「農業実習」、「技能訓練」などの講義・実習も（注 18）。

- ・清郷地区においては、清郷委員会が清郷地区以外の行政機関とは別に擁立、青年組織にも独自性。党機関である清郷区党務弁事処の下に清郷区青少年隊が組織され、1942 年 11 月 24 日、蘇州に総隊部、各県に大隊部。総隊長には省主席李士群が、副隊長には省教育庁長が兼任で就任（注 19）。清郷区青少年の大隊部は、呉県、無錫、太倉など 11 県において設立。16～20 歳の青年を、学生青年隊、職業青年隊、農村青年隊、少年隊の 4 隊に区分（注 20）。1943 年 3 月 31 日に行われた全国青少年総検閲では全国から 5861 人が参加、この時、たとえば、浙江省からは 1 個大隊 130 人が参加する一方、それとは別に浙江省の清郷区からとして 1 個中隊 57 人が参加（注 21）。一般行政区と清郷区との区分は、同じ省内でありながら青少年組織を別団体で組織することに。（「組織の重層化」の一例）

(4) 中国童子軍

- ・蔣介石側の童子軍

資料 7 堂ノ脇光雄「中国の民衆運動」（堂ノ脇は中支那方面軍特務部員）（注 22）

「(十一年秋南京に駐在を命ぜられて中支に來たのであるが) ……南京に居て蔣政権の基礎を詳さに觀察すると、国民政府の民衆工作の活発にして真摯なるのには私が最も驚かされたのであった。すなわち「新生活運動」の如きを始め、民衆運動、特に中国童子軍の大規模な組織と徹底せるその訓練、而もこれが南京のお膝元のみならず、上海、杭州、漢口その他各地で所謂「擁護蔣委員長」のスローガンの下に真面目なる民族興隆運動の息吹きを此の眼で見る毎に、南京政府の決して空中や砂上の樓閣どころではなく、着着として基礎のコンクリート工事が進められつつある感を抱き、当時の日本の青年訓練や学校教練の生やさしさに比較想到して、時に身の毛のよだつようなことも屢屢であった。」

- ・汪政権樹立後、同政府教育部は各省市に童子軍の復活を通令し、童子軍委員会を設立（後に童子軍事務委員会と改称）（注 23）。
また、「此の度の[新国民]運動は、童子軍に関しては必ず過去の基督教を以て基礎とする英米式訓練を排除」せんとするもので、キリスト教の組織と理念からの脱皮を明示。「中国童子軍組織原則草案」によれば、童子軍は、全高級小学校と初級中学校の生徒が加入することと規定。校外の少年に関しては、11 歳以上 15 歳未満で、心身強健な者が選抜で加入できるとされた（注 24）。
- ・小学生、初級中学生の組織化に努めたのは、子供を通してその親をも染めていく効果も狙ったため。北支那方面軍司令部「民衆獲得工作ノ管見」（1940 年 2 月）は、「民衆心理の把握は児童を通して行はば容易にして而も安心を与うるものなり」と指摘。この「管見」は、小学校教育について、「我が方を理解せしめ、信倚の念を増大せしめたるは絶大にして、単に幼少年のみならず之を通して各家庭内に親日氣運を移行せしむるに与つて至大の効あり」、昼食や学用品を児童に与える宣撫工作が「児童のみならず、父母の心情を捉ふるに効有」などとも記している（注 25）。
- ・小学校高学年から大学生までのすべての児童、生徒、学生が、童子軍校隊部と校青年団に組織され、また、校外の 11 歳から 25 歳までの児童、青年も選抜によって童子軍区隊部と区青年団に組織される

こととなった。清郷地区においてはそれらとは別に、清郷区青少年隊が組織。

(5) 中国青少年団

- ・1943年3月31日、中国青年団と中国童子軍とを統合した中国青少年団の結成式。南京、上海、漢口の各特別市と、江蘇、浙江、広東、湖北、安徽の各省から各青少年団団部が参集（注26）。青少年団の基本組織は校団部と区団部とに区分。校団部は全国の公私立学校の全男女学生を一律に学校ごとに編成。区団部は校外の10歳以上25歳以下の男女のうち、選抜合格した者によって編成。青少年団はさらに、15歳を境に少年隊と青年隊とに分かれた。
- ・少年隊は、高級小学から初級中学までの生徒と、10歳以上15歳以下の選抜合格した校外男女。青年隊は、公私立の高級中学から大学までの学生と、16歳以上25歳以下の選抜合格した校外男女。5248小学校、345中学、19師範学校、4大学、5独立学院が中国青少年団に組織（注27）。
- ・柴田哲雄氏の指摘に関連して
1943年からの対華新政策の実施とともに、汪政権が「政権基盤の強化の一環として、高級小学から大学までの児童、生徒を対象に、統一的な青年運動団体である中国青少年団を設立した」、ヒトラー・ユーゲントのやり方に学びつつ、「汪政権自らが学校や教員を媒介としないで、直接に学生・青年層の掌握に乗り出して来た」と。教職員は窮乏化によって抗日思想の影響を受けていたり、質が低下していたりしたため、学生層の把握に限界があったことにも言及。
→「学校や教員を媒介としないで、直接に学生・青年層の掌握」するためというのは、やや疑問が残る。たしかに、重光大使より東郷外相あての電報「770号ノ1」（1942年6月17日）には、「青少年階層獲得に当たりては、学生に直接呼掛けると共に教職に在る者の把握に努め……」とある（注28）。しかし、「学生に直接呼掛ける」にしても、それを担う厩大な人員が必要であり、それにはやはり「教職に在る者」に頼らざるをえないであろうし、それに全学生対象の校団部の組織化が前提となっている。つまり、学校をベースに教員を介して組織化する方法はそれまでと変わりはないのではないか。
- ・この中国青少年団結成の理由は、汪政権になってから作られた中国童子軍と中国青年団にやはり何か不具合があったためか。

資料8 神谷正男「新国民運動の意義」『支那』1942年9月号

「私が多少の危惧なきを得ないのは、元来学生青年運動というものは、学生青年からもり上がって来る青年自体の運動であって、上からの指導をまって始めて結成されるという如きものではない。……この点について…何か一つの不安がある。お座なりのお題目や型にはまった行事をもってしては、全国の青年を結成した挙国的な青年運動にまで発展せしむることは困難であろう。まして国民運動をやである。」

- ・新国民運動の中核である青年運動に下からの自主性、積極性に欠けた面があり、プロパガンダ的な運動に墮し、童子軍・青年団が本来期待された役目を十全には果せず。→この両組織の刷新、再編を求めるひとつの背景か。青少年団、模範団、その他の合法青年団体以外の青年組織の結社は禁止（注29）。
- ・日本の関与
大日本青少年団国防訓練部長宮本守雄（新運会の日本人設計委員4人のうちの1人で、南京常駐で指導）…「中国の青少年団は、日本と提携して中華民国を復興し、東亜共栄圏建設の責務を負担することを前提として生まれたものであり日本側との交渉に依って健全な生まれ方をした」（注30）。大日本青少年団副団長朝比奈策太郎……1942年7月下旬より約1ヶ月間南京に留まり、汪側から意見

を聞かれている。8月25日汪を訪問、青少年運動育成に関わる詳細な報告（注31）。

日本で1941年1月に4つの青少年団体（大日本青年団・日本連合女子青年団・大日本少年団連盟・帝国少年団協会）が統合され、大日本青少年団が結成されたこともひとつの背景。

『大日本青少年団史』…「[中国青少年団結成に向けた]新組織編成に当っては範を日本に仰ぐことになり、十七年七月大日本青少年団副団長朝比奈策太郎を招請し、汪主席をはじめ国府要人と共にその立案に参画せしめた。」（注32）

・林の指導する中国青少年団総団部の下に省・特別市・市の下部組織結成。上海では校内青少年団5万6500人と、校外青少年団6万7000人、600余の団ができ計12万3500人が市団部に組織（注33）。

・中国青少年団に統合されてもなお、多様多層な青年組織が乱立。

ex. 上海市の例 ①新運会上海分会の中の中央青年幹部学校上海分会と中国青少年団上海特別市団部、②東亜聯盟中国總會上海分会、③保甲青年部（第一区）、④海軍保甲青年部、⑤中国建設青年隊、⑥上海青年協会、⑦その他。（注34）。⑦の「その他」は上海特別市学生連合会、上海特別市農民青年部、上海中華基督教青年会、上海精武体育会などの諸団体。

資料9 「上海特別市(包括清郷区)思想統一与青少年組織新国民運動促進強化実施方案」（注35）

「従来、上海の青少年運動は乱雑で系統が一つではなく、思想もばらばらで、行動もばらばらであった。そこで……各組織に対して自己批判を励行し……厳格な思想上の指導をしなければならない。現在問題となっているのは、東聯[東亜聯盟]と新導[党内の新国民運動指導委員会のことと推定]であり……思想を統一するという観点から人事上の一元化を計ることが、青少年運動が当面最も必要とするところである。」

上海では1943年10月10日、①から⑦までの全団体が運動を統合し統一組織とすることが発表（注36）。→ 中国青少年団上海市団部に600余団、12万3500人の団員組織ができたこととされる。（注37）。

(6) 中国青年模範団と中央青年幹部学校

・中国青年模範団の組織

1943年3月31日結成。最高領袖の下に若干名の団務委員会が首都におかれた。各省の重要都市には聯隊がおかれ、管下の模範団を指導。16歳以上25歳以下の「優秀青年」を選抜し、合格者が入団。総団部（南京）— 省団部・特別市団部 — 大隊 — 中隊 — 小隊。優秀青年8~12人で1小隊、2~3小隊で中隊、2中隊以上で1大隊の編成。当初300人で設立（注38）。本部を南京に、第1~第3の各聯隊を南京、広州、漢口におく。

・中国青年模範団の訓練

朝比奈「林柏生秘書長へノ口頭報告要旨」（1942年8月24日）（注39）によれば、新運会の職員中、青年団、童子軍の専門家は少なかった。

資料10 「林柏生秘書長へノ口頭報告要旨」

「此の団体（青年模範団）の事業に付中心指導者が的確なる指示を次々と為し得ざるに於ては、団体は結成早々、開店休業の状態を呈し当事者が非常の苦境に立つか、或は下部組織に於て己れの希望する方向にのみ動き団体の統制を紊すこととなり 之亦当事者を困惑せしむることのあるべきこと之れなり」

上海市教育局も1942年8月29日、政府中央に新国民運動・青年運動に関して提案提出。

①青年団・童子軍を指導する人材を養成してほしい。指導人材不足のため組織化や訓練工作がうまくすすまないという理由。②出版物や宣伝の強化で、青年の思想を指導してほしい。← 青年

思想は雑然としてまとまっておらず行動の一致の障害となっていたり、青年の生活態度が消極悲観か、放蕩で自暴自棄になっていたりする。『大陸新報』紙も、青年の思想状況について「抜き難きまでの米英依存観念」や、「何にも希望をもた」ない「虚無的な思想状態」を指摘（注40）。

・中央青年幹部学校の組織と訓練

1943年1月、汪精衛を校長、林柏生を教育長として南京に設立。南京に総本部が、上海、武漢、広州などに分校が置かれた。選抜された学员に対し1ヶ月の訓練実施。南京における第1期の80人のうち16人は南京市からの派遣で、すべて市内の小中学校教師（男10人、女6人）。全体的にも学校の教員が多かったようす（注41）。

・厳しい学校の教員の生活

資料11 「全市小学教師 請求發放米貼」『民国日報』1943年3月17日

「一般教師は生活面でひどい打撃を受けて食っていくことさえ困難で、授業にもすこぶる大きな影響が出ている。各校の小中学校教師は、……何とか食べていけるだけの生活を求め、代表者を選び当局に毎月米代の手当を支給するように求めた」

資料11の記事の5日後、『民国日報』に一小学教師が貧困と病気による圧迫で死亡した記事（注42）。1943年10月、宣伝部長林柏生が臨んだ上海青少年団関係者との懇談会の様子について、『大陸新報』の記事……「愛国心はあっても苦しい生活に追われている者には、到底これらの運動に力を注ぐことはできぬ。まず生活の問題をもう少し改善すべきだと、切実な声をあげるものもあった。」（注43）。

『中華日報』も、「教職員や公務員の生活を保障せよ」という趣旨の社説をしばしば掲載（注44）。

・汪の積極的関与

中央青年幹部学校の校長に就任、童子軍の軍歌や青年団の団歌の制定・選考に関与、幹部訓練には自ら出かけて講義（注45）。1942年の7月の南京暑期青少年団集団訓練合宿では、5回臨席し「新国民綱要」の講義を計5時間（注46）。総検閲もたびたび実施。

汪政権は、政権の成立当初から青少年団、清郷区青少年隊、青年模範団、中央青年幹部学校、そのほか青年協会、実践団、愛郷会、保甲青年団など多層的な青年組織を張りめぐらせた。

4. 新国民運動の中の青少年運動

(1) 青少年運動が担った具体的工作

・新運会副秘書長戴英夫の回想…「除三害（アヘン・ダンス・賭博）運動を含む青年運動を除けば、新国民服の制定、新国民体操の制定、そして宴席の規制くらい」（注47）。←実感？

・小中学生に対しては、上海市では

「衛生検査」…制服靴○（1字不明）の清潔、爪を切ること、書籍文具類を整頓すること、机・椅子の整頓をすること、紙屑をきちんと捨てることなど。

「労働服務」…園芸栽培や、花や木の種植え、雑草取り、グラウンドの整備、大掃除など（注48）。

→「新国民」にふさわしい所作を求めたもの。運動の末端における活動メニューは、蔣介石の「新生活運動」に近似。両運動の理念は違っても、社会の末端に行けば行くほどその内実は近代国民国家にふさわしい「文明礼貌」な国民の形成という点で共通。

(2) 除三害運動（三禁運動）……とりわけ禁煙運動

- 1943年12月頃から盛ん。南京、上海、蘇州、漢口、広州など各地に拡大（注49）。
- 抗日的契機を内包とする理解
江口圭一氏……「日本の毒化政策に対する中国国民の憤激」に基づくもの。抗日的契機を強調。
- 親日派に利用されたとする理解
柴田哲雄氏……「汪政権の巧妙な宣伝政策の下に中国人の伝統的な反英米感情を喚起して『大東亜戦争』を戦う日本に対するより積極的な協力に人々を動員する意図をもって推進された」、「大東亜青少年総奮起運動への青少年学生の参加に当たって、三禁運動が誘因になった」と（注50）。
- 中国でも、新国民運動の数少ない具体的な実践運動として、汪政権によって青年らが扇動され動員されておこなったものとする見方が強い。すなわち、アヘンをめぐる汪政権側と、日本人や中国人商人らが仕切っていたアヘン館との対立があり、汪側が地元の商人の手中からその営業権を奪おうとして、青少年らを扇動して三禁運動をおこしたという見方（新運会副秘書長戴英夫の回想など）（注51）。
- 崔巍氏の研究
従来の見方を否定し、むしろ地下で共産党系青年らが当局の抑圧を巧みに避けながら引導した運動で、反汪政権の内実を含んでおり、「学生を主体とした民衆の抗日愛国運動」として積極的に評価（注52）。アヘン吸引の拡大に対する民衆の不満や怒りが背景。運動が収束後も学生の運動エネルギーは持続。

資料12 「国民運動の中核体」『大陸新報』1944年10月17日

（禁アヘン運動のいきさつについて、1944年10月の日満中の青年運動指導者の座談会で、中国側代表で訓練担当の許錫慶[中央青年幹部学校副校長]が説明。運動ははじめ、1943年12月に南京の中国青年模範団員らが、団本部にこの運動を提唱した。）「[団本部は]その動機が尤もであるし、黙許した。……黙許はあくまでも黙許であって正式には許さなかった。団本部では勿論事前にその行動には同情するが決して治安秩序、法律を紊してはならないと街頭運動を禁じたのですが、時と共に団員の熱が盛んになり、多少行過ぎがありました。街頭運動の際、これを心配して駆けつけた憲兵、警官に対して『我々の行動は正義感から出発したものであり、中国を憂う気持から出たものである』と烈々たる意見を述べたので、……[憲兵、警官は]検束すべきか黙○[1字不詳]すべきかに迷ったようであるが、結局余り乱暴しないようにという事でこれを許したのである。」

- 推論……①汪政権内部で財源の確保のために禁アヘンの手綱を緩めようとする力、②青年、国民の支持獲得を図ろうとして手綱を引き締めようとする力、③抗日反汪闘争の方へ青年層を引きつけようとする共産党系の力、それら3方向のベクトルが複雑に軋みあって、汪政権の対応を揺さぶった。→ 汪政権は結局、国民党内のアヘン吸引者に厳しい指示を出す。44年3月、党中央は「黨員戒煙弁法」を通達し、公務員に期限を限って「戒煙（アヘンの禁煙）」を求めた方法にならない、黨員が「戒煙」することを義務づけた。「民族の健康の躍進、国民の体力の増強、精神生活の肅正」というのは、三禁運動の政治的意図とは別に、まさに西洋植民地主義による阿片の災禍に苛まれた中華民族の体と心を回復し、近代国民国家の国民としてのあるべき姿を求めたものといえるのではないか。

5. 行政機構の肥大化

(1) 汪精衛政権の行政機構

- 5院制（行政院、立法院、司法院、監察院、考試院）の下、行政院は、蔣政権下では8部3委員会1

署の計 11 組織。汪政権の行政院は、14 部 4 委員会の計 18 組織で成立。蔣介石の在南京政権時や、重慶に移転後の 7 部制という蔣国民党政権（『東亜』1941 年 9 号）よりもゴージャス（注 53）。

（背景）

- ・汪政権……孫文以来の国民政府の「法統を継承」 → 法統の一面を体現する現行政府組織の維持。
- ・「党国体制」「以党治国」を否定し、「各党各派無党無派」主義を標榜 → ポストの増加の必要。
- ・汪政権の威容の誇示 → 重慶政権にはない部の新設 ex. 海軍、社会、司法行政、宣伝、警政の各部。

資料 13 「国府機構の能率化」『大陸新報』1944 年 5 月 1 日（注 54）。

「還都当時の国民政府に取っては、まず中央政府としての形式を整備し大いにその威容を示すことが必要であった。重慶政権より離脱し或いは和平建国運動に共鳴して来り投ずるものに対してもまず政府部内に一定の椅子を与えることが和平運動の充実と発展を示す最も簡単な方法であった。しかし、かかる傾向は自然に不要不急の官署、機関を次々に設け、或いは人のためにその地位を造るが如き傾向を生じた。」

「個人的な情実関係による官吏登用が圧倒的な国府の現状」にあり、「現在国府部内には有名無実、その機能を何等發揮せざる如き機関が相当多数に存在する」

「中国官〇[1 字不明]の宿弊たる繁文縟礼、所謂『議して決せず、決して行わざる』非能率と形式主義から国府もまた免れているということは出来ない。……老朽、無能或いは単なる情実関係より重要な位置を占める分子を一掃し、これによって生ずる経費の剰余は悉く官吏の待遇改善に充てるべきである。個人的な情実関係による官吏登用が圧倒的な国府の現状に於てこの要請を実現することは甚だしく困難」

(2) 官僚主義化

- ・1944 年段階の国民政府…「有名無実」化する諸機関、「繁文縟礼」、「非能率と形式主義」、「情実関係」 → 一言で言えば官僚主義に覆われていたといえよう。
- ・民衆動員の「組織の重層化」、「運動の多元化」もすすむ。

資料 14 ① 「自衛力と生産の拡大」『大陸新報』1944 年 3 月 6 日。

「現在行政機関のほか、各種の官でもなく民でもなく、また官でもあり民でもあるといった種類の組織がある。例えば、各級新国民運動促進会、東亜聯盟の総会や分会があるが、その他にも、全国経済委員会、及びあるかなきかの如き憲政実施委員会がある。それ等は凡て……民衆を指導する性質のものではあるが、事実は具体的工作など殆ど持たず、実際効果に至っては論ずべき何物もない。」

② 「社論 新国民運動発展のために」『大陸新報』1944 年 4 月 11 日。

「同種同系統の運動や組織が多数に存在するため却って活動の効果を減殺している憂いなしとしない。国民党部主催の活動の外に新国民運動促進委員会、東亜聯盟、国民義務労働或いは青年工読団いずれも独自の組織を以て活動するだけの存在理由を有するのであろうか。現実には、いずれも似通った活動を展開するため人的物質的に甚だしく不経済であるのみならず、相互に牽制しあう結果をさえ生ずる。」 -

(3) 行政機構の改組

- ・1941 年 8 月第 1 次改組、1942 年 8 月第 2 次改組、1943 年 1 月第 3 次改組。 → 対米英参戦に伴う戦時体制への移行に対応することを目的とした第 3 次改組でさらに統治機構全体としての肥大化がすすむ。 ex. 軍事委員会内で、総務庁、航空署、経理総監署、調査統計局が増設。

委員会組織としては、憲政実施委員会、全国経済委員会、筹堵黄河中牟決口委員会、清郷委員会、新国民運動促進委員会が新設。

6. 公務員の動員

(1) 公務員の組織化

・夏訓練

1943年夏、第1期南京で、第2期上海で青少年の訓練が実施された際、公務員の集団訓練も一緒に実施。中央、省市を問わず、科長クラス以上の全公務員が対象。両地あわせて400人の公務員が参加（注55）。訓練期間は3週間、第1期では、行政院所属の各機関から135人、各省市所属の各機関から165人、計300人。第2期では、前者から110人、後者から190人、計300人。合計600人（注56）。

・蘇州清郷地区の公務員新国民運動促進団

1942年9月までに各党政機関の1機関につき1促進団結成、蘇州地区7県に53個団3988人が組織。具体的活動として、①党員・公務員に「生活規約」・「新国民運動信条」に基づく生活向上訓練、②毎週月曜日、執務開始前1時間を「国民儀礼と修養」の時間、③年3回「新運示範週」を設け「禁賭、禁舞、禁毒、禁娼」を推進、検察隊を編成して違法公務員を摘発、④勤労奉仕隊を編成、記念日・休日公共の場や街路の清掃植樹作業を実施、⑤ラジオ放送や街頭宣伝など（注57）。

(2) 公務員が動員された背景

①動員しやすいという事情。②公務員の腐敗、不正行為が激しかったために綱紀粛正、再教育が必要。

資料15 大日本青少年団国防訓練部長宮本守雄「中国青少年団の動向」『興亜』第4巻11号。

「[汪]主席の意見として、折角自覚した青年達に依って正しい青年運動が起こっても、官吏が之に充分なる理解なく、為に其の成長を阻害したり、或は無自覚なる勤務振りや日常生活態度から彼等の勇気を挫き、又は純真な心情が汚辱せられることがあつてはならないから、官吏の再教育を急ぐ必要ありとして、今夏[1943年夏]青少年の集訓營と併行して公務員の集訓營を実施した……六〇〇名の薦任（奏任）科長及科員が訓練せられ……」

(3) 「貪官汚吏」批判

・政府は盛んに「貪官汚吏」摘発、一掃のキャンペーンを展開。1944年3月、江蘇省食糧局長后大椿、糧食部水産管理局長胡政らが摘発。糧食部長、次長ともども罷免され、后と胡の二人は同月中に死刑。5月、糧食部長、次長にも死刑判決（注58）。

・1942年、上海の岩井英一副領事「国民政府ノ強化ト新国民運動」『政治月刊』誌3月号。

……国民政府官僚の民衆への脅迫による蓄財、賭博、横領など「自私自利的機會主義」や「昇官発財ノ習性」が、「民心把握ノ大キナ障害トナツタ」。

→民心把握のためには、官僚の綱紀粛正が喫緊の課題。汪政権は、新国民運動の名を借りて公務員意識と作風の改革に取り組んだともいえる。公務員の綱紀粛正は、汪政権に限らず放っておけば官僚が汚職に汚染されていくのを防ぎ、公僕としての自覚と責任をもたせるという近代国民国家に共通の、そしておそらくは永遠の課題であるだろう。新国民運動が公務員に厳しい倫理を要求し、ボランティア活動に動員したのも、汚職に死刑を含む厳しい処罰をしてきたのも、重慶にも延安にも、そして現代中国にも通底する国民国家形成の課題を汪政権なりに追求しようとした現れの一端ともいえよう。

おわりに

汪政権は、青年層と公務員を新国民運動の中軸部隊として位置づけ、その組織化に力を入れた。日本側もそれに深く関わった。青年と公務員の組織化は、総動員体制構築に必要な民衆の政治的動員、民意暢達の先鋒、あるいは中核として不可欠な要素であったが、同時に近代国民国家に相応しい文明的な規律ある国民性を養うという意味では、重慶側の、また延安側の民衆工作とも通底していた。しかし、協和会や新民会、あるいは三民主義青年団と比しても、その組織基盤は脆弱で、青年組織の重層化、運動の多元化ともあいまって、政治的プロパガンダを除けば、実効性のある青年層や公務員の動員はほとんどできず、民意を下から調達する目論見は頓挫した。汪政権は結局、民衆的基盤をもてないまま、重慶に対しても、そして日本に対しても主導権を發揮する主体的条件を欠いたまま漂い続けることとなった。

[注]

1. 外務省外交史料館所蔵資料『中国ニ於ケル新国民運動関係一件』。
2. 外務省外交史料館所蔵資料『帝国議会関係雑件 説明資料関係 第二十八巻』3頁、101頁。
3. 「重光大使より東郷外相宛電信第六九五号『新国民運動促進委員会組織規定』(1942年6月2日)前掲『中国ニ於ケル新国民運動関係一件』。
4. 新国民運動促進委員会秘書処編『新国民運動の使命』1942年、38頁。
5. 「日本の青少年教育 新運の中心目標に」『大陸新報』1942年10月25日。
6. 戴英夫の放送要旨「新国民運動の展開」在上海大日本帝国大使館事務所編『新国民運動綜観』1943年、85頁。
7. 「新国民運動と中国青少年団の誕生」大日本青少年団本部編『青少年指導』1942年10月号、8頁。
8. 戴英夫「汪精衛新国民運動内幕」中国人民政治協商会議江蘇省委員会文史資料委員会編『江蘇文史資料第29輯 汪偽政権内幕』1989年、269頁。
9. 前掲『新国民運動の使命』55頁。
10. 「国民政府ノ強化ト新国民運動」(34~35頁)外務省外交史料館所蔵資料『支那事変関係一件 支那事変ニ伴ウ状況報告 支那各地報告』。
11. 段瑞聡『蒋介石と新生活運動』慶應大学出版社、2006年、114頁、222頁、235頁。三青团については、菊池一隆「陳立夫氏へのインタビュー—三民主義青年団、「C・C系」の呼称、及び日本人への提言—」『中国研究月報』592号、1997年が興味深い言及をしている。
12. 前掲『新国民運動の使命』44頁、49頁、55頁、59頁。
13. 上海市檔案館資料 R48-1-29 の11頁「中国青年団暫行総章」。
14. 在中国特命全權大使本多熊太郎より松岡洋右外相宛「中華青年団概況等ニ関スル件」(1941年4月26日)外務省外交史料館所蔵資料『各国少年団及青年団関係雑件、第二巻、2. 青年団 八. 中華青年団概況等ニ関スル件』。
15. 前掲『新国民運動の使命』51~53頁。
16. 中央檔案館・中国第二歴史檔案館・吉林省社会科学院合編『日本帝国主義對外侵略史料選編 第6輯 汪偽政権』中華書局出版、2004年、857頁。
17. 在中華民國大日本帝国大使館「議会議明資料(昭和十八年十二月)」外務省外交史料館所蔵資料『帝国議会関係雑件 説明資料関係(在中華民國大使館)』1943年12月、190頁。
18. 中央研究院近代史研究所[台湾]所蔵資料 28-03-01-008-01「新国民運動農村青年幹部訓練所組織規程」。

19. 「新国民運動に本腰」『大陸新報』1942年11月27日。
20. 前掲周 風「略述汪偽対淪陷区青少年的組織化控制」『貴州社会科学』2006年第6期、147頁。
21. 「全国青少年団総検閲」『民国日報』1943年3月26日。なお、清郷工作については、三好章『『清郷日報』記事目録』中国書店、2005年が大変有益である。
22. 支那派遣軍報道部『紙弾』1943年、91頁。
23. 戴英夫「中国童子軍の建設」前掲『新国民運動綜観』81頁。
24. 前掲『新国民運動の使命』61頁。
25. 北支那方面軍司令部「宣伝及民衆獲得工作ニ関スル調査報告送付ノ件」『陸支密大日記』昭和15年第9号、第一三九頁、の中の「民衆獲得工作実績ノ管見」(5頁)、及び「民衆獲得一覧表(教化ノ部)」。
26. 「滅敵の歩武堂々」『大陸新報』1943年4月1日。
27. 柴田哲雄「汪精衛南京政府下の青年運動」『社会システム研究』創刊号、147頁。
28. 前掲『中国ニ於ケル新国民運動関係一件』。
29. 前掲周 風「略述汪偽対淪陷区青少年的組織化控制」『貴州社会科学』2006年第6期、148頁。
30. 宮本守雄「中国青少年団の動向」『興亜』第4巻11号、1943年、18頁。
31. 朝比奈の7月の件は前掲「中国青少年団の動向」18頁、8月の件は「青少年指導の典範 東亜保衛が目標」『大陸新報』1942年8月27日。(財)日本青年館『大日本青少年団史』復刻版、不二出版、1996年、435頁も言及。
32. 前掲『大日本青少年団史』608頁。
33. 「戦力培う若き力」『大陸新報』1944年3月3日。
34. 「上海保甲青年部半年来服務概況」『中華日報』1943年8月4日。
35. 上海市檔案館資料R1-18-1711の119頁。
36. 「本市各青年団体発表 統合運動聯合声明」『中華日報』1943年10月10日。
37. 前掲「戦力培う若き力」『大陸新報』。
38. 「和平地区を漸次拓大」『大陸新報』1942年7月7日、及び「模範団暫行総章草案近く公布」同12月18日。
39. 「中国青年団、童子軍ノ設置ニ付就テ 其ノ三」前掲『中国ニ於ケル新国民運動関係一件』。
40. 「中国に於ける思想戦」『大陸新報』1943年3月28日。
41. 「中央青年幹部学校四期學員選送弁法」『民国日報』1943年4月8日、「中央青年幹部校覆試六期學員」『同』11月27日の記事、及び、前掲周 風「略述汪偽対淪陷区青少年的組織化控制」148頁など。
42. 「本京一小学教員 貧病交迫而死」『民国日報』1943年3月22日。
43. 「今こそ青年は起て」『大陸新報』1943年10月7日。
44. 一例を挙げると、「保障教職員生活」『中華日報』1944年8月31日。柴田哲雄氏も、教員の待遇の劣悪な状況がすでに40年12月からみられることや、汪政権による経済封鎖や日本軍への物資供出のために深刻な物資不足とインフレとなり、待遇改善に応える術がなかったことを指摘している。(前掲柴田哲雄「汪精衛南京政府の学校教育政策」)
45. 前掲周 風「略述汪偽対淪陷区青少年的組織化控制」149頁。
46. 前掲宮本守雄「中国青少年団の動向」21頁。
47. 安慧編『夢幻石頭城—汪偽国民政府実録—』團結出版社、1995年、216頁。
48. 上海市檔案館R1-18-1723の10頁「中小学推進新国民運動服務弁法」。
49. 『『除三害』運動一唱百和』『民国日報』1943年12月21日、及び同日以後の記事に続く。

50. 前掲柴田哲雄「汪精衛南京政府下の青年運動」153頁、156頁。
51. 文斐編『我知道的汪偽政權』中国文史出版社、2005年、330頁。
52. 崔巍「1943-1944年南京淪陷区三禁運動評析」江蘇省社会科学院編『学海』2003年3期、178～182頁。このほか、汪政權下でのアヘン問題については、小林元裕「阿片をめぐる日本と汪兆銘政權との『相克』」（赤沢四郎ほか編『総力戦・ファシズムと現代史』現代史出版、1997年）や、陳正卿「日本華中“毒化”和汪偽政權」『抗日戦争研究』1999年1期が詳しい検討を加えている。小林氏は、学生らの示威運動について「真相は不明だが、周仏海が阿片の専売化を目論んでいた事実を考えると学生の示威運動に汪政權がからんでいた可能性はかなり高い」（208頁）としている。
53. 小笠原強「汪精衛政權行政院からみた政權の実態について—機構・人事面から—」『専修史学』第38号、2005年、108頁。なお、汪政權の統治機構や内政の状況については、曾支農「汪政權による『淪陷区』社会秩序の再建過程に関する研究—『汪偽政府行政院會議録』の分析を中心として—」（東京大学大学院人文社会系研究科アジア文化研究専攻博士後期課程学位論文）が精緻な分析を行っている。
54. 『東亜』1941年9号の記事「国民政府の機構改革に就て」もこう記す。14部制は「各党各派、無党無派の勢力均衡のため、彼等に満足を与えるための椅子の問題を第一とされた結果」で（3頁）、「無暗にポストを作つた」（4頁）と。
55. 前掲戴英夫「汪精衛新国民運動内幕」273頁。
56. 「新国民運動第一屆公務員暑期集訓營調訓弁法草案、南京參訓人員名單及優導學員名單」南京市檔案館1022-1-287『南京特別市政府秘書處』。注55の資料では、参加合計数が400人となっており、参加人数に異同がある。
57. 「盛り上がる清郷地区の新国民運動」『大陸新報』1943年4月29日。
58. 「国府嚴懲貪官汚吏」『民国日報』1944年3月13日、及び同紙同年5月7日の関連記事。